東京　明治十七年七月八日　火曜日　第七百五號　日曜日休刊　定價金三錢

公報

○太政官達第六十二號　官省院廳府縣

兵庫縣下兵庫ニ假留監ヲ設置シテ內務省ノ直轄ト爲シ東京宮城三堀ノ三集治監中ニ假留監ヲ附設シ北海道集治監ニ發遣スヘキ囚徒ヲ一時拘禁スルノ所ト相定候條此旨相達候事

明治十七年七月七日　太政大臣　三條實美

○太政官達第六十三號　官省院廳府縣

今般第六十二號ヲ以テ相達候假留監ニ典獄副典獄書記看守長看守ヲ置キ其官等俸給職制及ヒ服制等ハ總テ明治十四年(三月)第十四號第十七號第十九號達ニ依ル此旨相達候事

明治十七年七月七日　太政大臣　三條實美

○宮內省達　華族一般

華族令左ノ通被　仰出候ニ付此旨相達候事

明治十七年七月七日

奉勅　宮內卿　伊藤博文

華族令

第一條　凡ソ爵ヲ授クルハ　勅旨ヲ以テシ宮內卿之ヲ奉行ス

第二條　爵ヲ分テ公侯伯子男ノ五等トス

第三條　爵ハ男子嫡長ノ順序ニ依リ之ヲ襲カシム女子ハ爵ヲ襲クコトヲ得ス但現在女戶主ノ華族ハ將來相續ノ男子ヲ定ムルトキニ於テ親戚中同族ノ者ノ連署ヲ以テ宮內卿ヲ經由シ授爵ヲ請願スヘシ

第四條　嗣今有爵者又ハ戶主死亡ノ後男子ノ相續スヘキ者ナキトキハ華族ノ榮典ヲ失フヘシ

第五條　有爵者ノ婦ハ其夫ニ均シキ禮遇及名稱ヲ享ク

第六條　華族戶主ノ戶籍ニ屬スル祖父母、父母及妻及嫡長子孫及其妻ハ俱ニ華族ノ禮遇ヲ享ク

第七條　本人生存中相續人ナシテ爵ヲ襲カシムルコトヲ得ス

但刑法又ハ懲戒ノ處分ニ由リ爵ヲ奪ヒ又ハ族籍ヲ削ラレ更ニ特旨ヲ以テ相續人ニ授クル者ハ此例ニ在ラス

第八條　華族ノ戶籍及身分ハ宮內卿之ヲ管掌ス

第九條　華族及華族ノ子弟婚姻シ又ハ養子セントスル者ハ先ツ宮內卿ノ許可ヲ受クヘシ

第十條　華族ハ其子弟ヲシテ相當ノ教育ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フヘシ

敍任

○明治十七年七月五日

任集治監典獄　內務一等屬　坂部寔

時事新報

公侯伯子男

本日ノ公報欄內ニ記載スル如ク我政府ハ昨七日ヲ以テ華族令ナルモノヲ定メラレ自今華族ニ爵ト稱スルモノヲ授ケラルヘシトナリ爵ヲ分チテ五等トス公、侯、伯、子、男是ナリ抑モ人民ノ族籍ヲ區別シ爵號ヲ授クルナドノ事ハ文明世界ノ眞理論ヨリ觀察シテ一應不都合ナル事ノ如クニ聞ユレトモ其實ハ必ズシモ然ラズ國ノ制度社會ノ組織ノ何クルヲ問ハズ今ノ文明世界行ク處トシテ有爵貴族ノ人ヲ尊敬セザルハナシ蓋シ人間ノ交際漸ク擴張スルニ從ヒ平生相識ノ人ニアラズシテ相接スルノ機會兎角ニ增加シ本然相遇テ互ニ相識ラズ慕當リ其人物身分ノ如何ヲ知ラントスルニハ先ツ其人ノ容貌ヲ服飾ヲ調職業ヲ問ヒ爵位ヲ問フ位ノ處ヨリ始ムルナルベシ尙ホ是ヨリモ數層精密ニ詮索ヲ下シ漸クニシテ其人ノ如何ヲ知ラント魁ムルヿ遠當ノ順序ナレトモ人間ノ交際上斯ル精密ナル詮索ヲ事シ又コレヲ爲スノ例ハ甚タ少ナク大抵ハ皆一揖手一目禮ノ換授位ニシテ相別ルヽモノナルガ故ニ斯ル勿々ノ際他人ノ品價ヲ鑒定シ又我品價ヲ鑒定セラレントスルニハ目前ノ一二物ヲ取テ標準ヲ定メルノ外ニ方便ナキナリ而シテ若シ爵號又ハ金銀寶玉ノ類ニシテ其標準タルヲ得ルモノナランニハ名前ノ上ニ爵位ヲ有シ指ニ玉環ヲ掛ケ胸ニ金時計ヲ懸ムルナドモ今ノ文明世界ニハ隨分有用ノ事ナリト云テ敢テ不可ナカルベキカ

日本ノ公侯伯子男コレヲ英國貴族ノ爵名ニ譯スレハ「ヂウク」「マークサス」「アール」「ヴハイカオント」「バロン」トスベキ所ナルベシ支那ニテハ公侯伯子男トナシ二千餘年來人ノ耳目ニ慣レタル爵名ナレトモ我日本ニテハ人ノ尊稱ニ公又ハ侯ヲ用ルヿハアルモ伯子男ナドヲ用ルノ例ハ古來甚タ少ナキヲ以テ自今此爵號ヲ呼ビテ聞ク人ノ心理ニ自カラ尊敬ノ感覺ヲ起サシムルマデニハ並ベ難多ノ歲月ヲ要スルヿナラン併シナガラコレヲ英語ニ譯シ倫敦駐在ノ日本公使「ヂウク」何某ト云ハンニハ英國人ノ耳ニ響クノ音甚タ高ク從四位何某ナド云フモノヽ響キハ其感覺スル所決シテ一樣ナラザルベシ果シテ然ラバ爵號ノ影響ハ未タコレヲ內國ニ見ザルノ前ニ先ツコレヲ外國ニ見ルノ沙汰モアラン

我日本ニテハ明治維新以後新ニ華族ニ列セラレタル者ナキニアラズト雖ヒ大抵皆其父又ハ遠祖ノ勳功ヲ賞セラルヽノ恩惠ヨリ出テタルモノニシテ本人ノ勳功ヲ賞シ本人在世中本人自カラ其恩ヲ拜シタルノ例ハ極メテ少ナシコレヲ西洋ノ例ニ照ラシ又支那ノ例ニ照ラスモ大抵本人在世中ノ事タルガ如シ英國ノ如キ今上ヴイクトリヤ「陛下即位以來四十餘年ノ間新ニ貴族ニ列セラレタル者僅ニ二百名ニ近シト云ヘリ今後日本ニテモ西洋ノ例ニ倣ヒ朝野文武ノ勳功アル人々ニ爵ヲ授ケテ華族ニ列スルノ例漸ク增加スルニ於テハ國內海外共ニ日本ノ貴族ニ遇フハ決シテ珍シカラス事トモナルベシ此際我輩ノ切ニ希望スル所ハ苟クモ日本ノ貴族タル人ハ常ニ財產ニ豐カニシテ其高爵ニ對スル式ケノ格式ヲ墜サヾルノ一事ナリ歐洲ノ傳說ニ「日耳曼デヨンス公侯」ト云フヿアリテ御者役丁等ハ且ツ公侯ノ爵ヲ有スルノ人アリトテコレヲ憫笑スルナリ其事ヲ察スルニ「貴族ナクテ何ノ已レガ貴族ヲナ」ト云フガ如キ意味ナラン甚タ無情ノ語ナリト雖ヒ今ノ文明世界ニハ是非モナキ事トシテ諦メザルベカラズ今回ノ華族令最末ノ條ニ「華族ハ其子弟ヲシテ相當ノ教育ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フベシ」トアリ甚タ大切ナル事柄ナリ人事ノ大本ハ教育ニ在リ貴族ノ家ノ財產ヲシテ其爵位ニ相當セシメ永ク其格式ヲ墜サヾルメントスルニモ先ツ第一ノ必要ハ教育ニ在ルベシ華族令十條ヲ通讀シ先ツ我輩ノ國心スル所ハ特ニ此一事ニ在ルナリ

雜報

○拜謁　從五位鳥丸光亨、同大久保毅正、同飯川通道、同藤尾順丸四氏は去る五日午前十時孰も宮中にて拜謁仰付られ天盃を賜ひたりと

○瑞龍寺尼宮　過日華族九條道孝君の邸へ著されたる京都瑞龍寺尼宮は昨日其御實家ある伏見宮の御邸へ移られ二品親王幷ひに御息所に御對顏ありたり右尼宮と故伏見貞愛親王の第四女にして當貞愛親王の爲にと伯母に當らせらるゝも御幼稚の時より薙髮して瑞龍寺(村雲御所)の御住職と成られたり入道の宮方は維新の際總て御還俗ありしが仝宮は强て元の僧尼にて在いさん事を願はれ其節華族九條家の養籍となりし今度御出京に付ては當府下に然るべき地位を撰ひ右尼宮の邸第を設置せらるゝ都合なるよし

○華族令　本日の公報欄內にある如く昨日華族令を仰出され宮內卿より同族一般に通知したり右に付勅諭もありたる由にて華族各部長を宮內省に召して其趣を達せられ會は同族中家格勳功等に應じ各公侯伯子男に叙せらるゝよし既に昨日授けられたる分は下の三四項にあるが如し

○公爵　華族令に依り昨日華族中にて三條太政大臣、島津久光、島津忠義、毛利元德の四君は孰れも明治維新の偉勳に依り特旨を以て公爵を授けられたるよし

○侯伯爵　大木、山縣、伊藤、西郷、井上、山田、大山、松方、川村、福岡、佐々木の十一參議、黑田內閣顧問、谷、鳥尾、三好、三浦、高嶋、曾我の六陸軍中將中牟田、伊東の二海軍中將及び野津陸軍少將、仁禮、樺山二海軍少將は孰も昨日華族に列せられ參議、內閣顧問は侯爵を授けられ、中將少將は伯爵を授けられたる由

○岩倉家　華族岩倉具綱君(贈太政大臣の弟にて同家の相續人)は昨日邸居聞し召され岩倉具定君(贈太政大臣の嫡男)に家督を仰付られたりと是と右家督濟の上今明日の中に公爵を授けらるゝならんとの噂なり

○木戶大久保二氏　華族木戶正二郎、大久保忠利の二氏は昨日父の功勞により特旨を以て侯爵を授けられたる由

○縣遞總官　農商務大輔品川彌二郎君は去る五日野村縣遞總官厩洲出張中縣遞總官兼任仰付られたり

○博物局長　野村縣遞總官は去る五日博物局長被免宮內省二等出仕杉孫七郎君は同日博物局長兼勤仰付られたり

○岐阜宮城兩縣令　岐阜縣令小崎利準氏は去る五日勅任ス被遞旨今月俸三百五十圓下賜、宮城縣令松平正直氏は自今月俸三百圓下賜さる旨仰渡されたり

○地方官歸任　嘗て上京中の京都府知事北垣國道及鹿兒島縣令渡邊千秋兩氏とも孰も御用濟ゆて去五日出發歸廳しさり

○宮崎電報　長に北海道三縣下各事務所へ出張を命ぜられたる農商務大書記官鈴木大亮氏は一昨六日出發し、農商務權大丞長谷本莊一郎氏と去る四日御用ゆ付京都府へ出張を命ぜられたり○太政官權少書記官渡邊蘇吉氏は去る五日御用ゆ付長崎へ出張し同港入ヵールルードルフ氏と共に鹿兒島、宮崎、宮城、福島、新潟、長野、群馬の八縣へ出張仰付られ、內務權少書記官栃木縣へ出張仰付られ

○會社條例編纂　五日會社條例編纂委員の會議ありたり

○區長增俸　東京府下區長增俸願ひ出の日本橋區長、同日本橋區

○在勤　內務省權少書記官渡邊蘇吉氏は去る五日出發し東京府下在勤を命ぜられたり

○横濱郵便局　日より新荷牙氏が横濱郵便局長に任ぜられ

○送別會　日今回歐洲出張の書記官鈴木大亮氏に對して送別の宴會を開く

○祖先祭　廉ゆ

○結婚　華族

○佛國公使館　日我が大臣參

○山陵宮御使　にて經營へ向け

○宣寄り同所に

ストルを

なく汽車

折なりしか

物ゆ屈伏せら

して敵を求ひ

夜のとあれば

るを知らず唯

りたる物を取

者は凡ろ二十

の坂本、大久保

傷を受けたり

疵を受け給ひ

邊い遊郭の地

車ゆて當の

傷者のミ先ゆ

トを引き續ひて